

28年度 国民健康保険税 納税通知書を送付します

28年度の国民健康保険税と納期回数を調整しています。(国保税) 納税通知書を7月12日(火)に送付します。4月～29年3月の加入月数分を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかの方法での納付となります。

◎普通徴収の納期は9回です。納付書や口座振替の方法(普通徴収)で納付する方は、原則、7月～29年3月の9回の納期になります(左表参照)。ただし、年度途中で75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、税額除料と重複しないよう、税額

28年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(普通徴収) 納期一覧

区分	納期限
第1期	8月1日(月)
第2期	8月31日(水)
第3期	9月30日(金)
第4期	10月31日(月)
第5期	11月30日(水)
第6期	12月26日(月)
第7期	29年1月31日(火)
第8期	29年2月28日(火)
第9期※	29年3月27日(月)

※第9期は国民健康保険税のみ。

後期高齢者医療制度 28年度 後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。28年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月12日(火)に送付します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収) 同通知書に添付されている納付書で納めてください。納

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。28年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月12日(火)に送付します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収) 同通知書に添付されている納付書で納めてください。納

の2分の1を超えない対象となる方には特別徴収税額決定通知書を7月12日(火)に送付します。

なお、今年度新たに特別徴収の対象となる方は、第3期(9月末)まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。そのため、納税通知書と特別徴収税額決定通知書の両方を送付します。

◎特別徴収から口座振替への納付方法変更 国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができ、希望する方は納付方法変更の届け出を保険年金課(市役所1階)で行ってください。8月2日(火)までに手続きをした場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替で納付することとなります。8月3日(水)以降に手続きをした場合は、12月以降の特別徴収から中止となります。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

◎特別徴収から口座振替への納付方法変更 国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができ、希望する方は納付方法変更の届け出を保険年金課(市役所1階)で行ってください。8月2日(火)までに手続きをした場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替で納付することとなります。8月3日(水)以降に手続きをした場合は、12月以降の特別徴収から中止となります。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

◎非自発的失業者の軽減 企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合、雇用保険を受給している方に限り対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応能割(所得割)に係る国保税を軽減します。国保財政の健全な運営にご理解ご協力をお願いします。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

◎低所得者の軽減 所得が一定基準以下であることが確認できたときは、応能割に減額をします。軽減の特典は申請が必要ありません。※所得状況により軽減判定を行いますので、収入のない方も、収入状況の申告をお願いします。

◎非自発的失業者の軽減 企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合、雇用保険を受給している方に限り対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応能割(所得割)に係る国保税を軽減します。国保財政の健全な運営にご理解ご協力をお願いします。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

て年金天引きされている方は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた差額分を10月から年金天引きされる保険料額として通知します。

◎10月から年金天引きになる方 普通徴収として第1期(8月1日)～第3期(9月30日)を納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金天引きされます。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更 保険料の納付方法は、年金

て年金天引きされている方は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた差額分を10月から年金天引きされる保険料額として通知します。

◎10月から年金天引きになる方 普通徴収として第1期(8月1日)～第3期(9月30日)を納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金天引きされます。

◎年金天引き(特別徴収)から口座振替への変更 保険料の納付方法は、年金

国民健康保険 被保険者証兼高齢受給者証を更新します

70歳以上の国民健康保険被保険者には、被保険者証に一部負担金割合(1割～3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付しています。被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、28年度の住民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します(下表参照)。

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

◎注意 今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

判定で一部負担金割合が3割でも世帯収入基準に基づき、申請で2割負担になる場合があります。

申請による再判定に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性がある方には、案内と申請書を送付します。申請による再判定の基準に該当する方は、被保険者証兼高齢受給者証、27年分の収入

後期高齢者医療制度 新しい保険証と減額認定証を送付します

現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)から使用する新しい保険証(藤色)の有効期限は30年7月31日(日)は、7月末日までに簡易書留・転送不要郵便で住所地に送付します。7月下旬まで不在の方や、郵便局に転居届(転送サービス)を出している方には、7月末日までに保険証をお届けできない場合があります。8月1日(月)を過ぎては保険証が届かない場合は、保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へお問い合わせください。

◎引き続き交付対象となる方 後期高齢者医療制度の被保険者で、28年度の住民税(市・都民税)が非課税世帯

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)以降も引き続き交付対象となる方には、新しい減額認定証(有効期限は29年7月31日)を、7月末日までに送付します。色はこれまでと同じ白色です。減額認定証を医療機関の窓口に表示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

◎引き続き交付対象となる方 後期高齢者医療制度の被保険者で、28年度の住民税(市・都民税)が非課税世帯

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)以降も引き続き交付対象となる方には、新しい減額認定証(有効期限は29年7月31日)を、7月末日までに送付します。色はこれまでと同じ白色です。減額認定証を医療機関の窓口に表示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

◎引き続き交付対象となる方 後期高齢者医療制度の被保険者で、28年度の住民税(市・都民税)が非課税世帯

額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)、世帯主および対象被保険者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)、身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

28年度 国民健康保険における高齢受給者証判定基準

※判定対象になる方は、70歳以上の国民健康保険被保険者です。

課税所得金額(※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割(現役並み所得者)	収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が2割(※3)になります(申請がない場合は3割と判定)
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満 上記以外の方	一部負担金割合が2割(※3)になります(申請がない場合は3割と判定)
判定対象者全員が、145万円未満の場合	2割(※3)	住民税 課税世帯(一般)(※4)	申請による変更はありません
		住民税 非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1: 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。27年12月31日現在、世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額 - (16歳未満の被保険者数) × 33万円 - (16歳～19歳未満の被保険者数) × 12万円】で算出された所得金額で、一部負担金割合の判定をします。

※2: 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

※3: 一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。

※4: 27年1月2日以降に70歳に到達する被保険者が属する世帯で、判定対象となる方の「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も一部負担金割合が2割(※3)です(旧ただし書所得とは、総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです)。

判定します。自己負担額適用申請と判定された方でも、「収入額」が次の基準額未満の方は、「1割」になります。同じ世帯に被保険者が1人の場合Ⅱ収入額が383万円未満(同じ世帯に国民健康保険など他の医療保険に加入の未滿(同じ世帯に国民健康保険など他の医療保険に加入の70歳～74歳の方がいる場合は、

詳しくは同係 ☎470・7846へ。